

身体障害者等除外標章交付対象者

手帳の種類別	障害の区分		障害の級別
身体障害者手帳	視覚障害		1級から3級までの各級又は4級の1
	聴覚障害		2級又は3級
	平衡機能障害		3級
	上肢不自由		1級、2級の1又は2級の2
	下肢不自由		1級、2級又は3級の1
	体幹不自由		1級から3級までの各級
	運動機能障害	上肢機能	1級又は2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合は除きます。）
		移動機能	1級又は2級
	心臓機能障害		1級又は3級
	じん臓機能障害		1級又は3級
	呼吸器機能障害		1級又は3級
	ぼうこう又は直腸の機能障害		1級又は3級
	小腸機能障害		1級又は3級
免疫機能障害		1級から3級までの各級	
戦傷病者手帳	視覚・聴覚・平衡・体幹機能障害		特別項症から第四項症までの各項症
	上肢・下肢・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害		特別項症から第三項症までの各項症
療育手帳	A		
愛護手帳	1度又は2度		
精神障害者保健福祉手帳	1級		
小児慢性特定疾患児手帳	色素性乾皮症の認定を受けている方		

既に改正前の基準で標章の交付を受けている方で、改正後に交付の対象外となった方は、改正後3年を経過するまでの間は、交付対象者とみなします。その間に有効期限が切れる方は、更新してください。（平成22年9月29日まで有効の除外標章を交付します）

身体障害者等
除外標章交付基準が
変更しました

平成19年10月1日から、駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車標章を受けることができる方の交付基準が変更になりました。

- 申請に必要なもの 申請は住所地を管轄する警察署（高浜幹部交番ではなく碧南警察署）に申請してください
- ① 障害者手帳などその写し（精神障害者保健福祉手帳1級の方は「自立支援医療受給者証」も一緒に提示してください）
 - ② 自動車検査証とその写し（特定

- する車両がある場合）
- ③ 運転免許証（身体障害者など本人が運転する場合）
- ④ 印鑑（身体障害者など本人の申請の場合は省略することができます）
- ⑤ 身体障害者などの代理人の方が申請する場合は、関係を疎明する書面など（代理で申請ができるのは親族の方のみです）

問合せ先

・ 県警察本部駐車対策課
☎ 052-1951-1611（内線5276）
・ 碧南警察署
☎ 46-101110



コノハけいぶ

市立病院
臨時職員募集

募集期限 3月10日(月)
採用試験 面接
申込方法 臨時職員雇用志願書
(市立病院管理グループで交

職種等	応募人数	勤務時間・形態	賃金
看護師（要資格）	若干名	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (週40時間) 雇用期間、勤務日数、勤務時間などは相談に応じます。 (病棟勤務は2交代制)	時間給 1,330円
准看護師（要資格）			時間給 1,190円
看護助手			時間給 840円

付）、資格免許証の写しを出してください。
申込・問合せ先
市立病院管理グループ
☎ 52-15522